

11月のごみ収集日について(お知らせ)

11月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆11月のごみ収集日予定表 (日付は11月の収集日です)

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東側	鷹 巣	市街東北本線 西側
ペットボトル (第1曜日)	4日(火)	4日(火) に変更です	7日(金)	6日(木)	7日(金)	4日(火) に変更です	5日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	11日(火)	10日(月)	14日(金)	13日(木)	14日(金)	10日(月)	12日(水)
缶・プラスチック (第3曜日)	18日(火)	17日(月)	21日(金)	20日(木)	21日(金)	17日(月)	19日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	25日(火)	25日(火) に変更です	28日(金)	27日(木)	28日(金)	25日(火) に変更です	26日(水)
紙 類	火	月	金	木	金	月	水
	4・11・ 18・25	10・17	7・14・ 21・28	6・13・ 20・27	7・14・ 21・28	10・17	5・12・ 19・26
もやせるごみ	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
	4・7 11・14 18・21 25・28	6・10・13・17・20・27		5・6・10・12 13・17・19・20 26・27		4・5・7 11・12・14 18・19・21 25・26・28	

○不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

○ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください。

11月3日(月)および24日(月)は祝日などにより、ごみの収集はしませんので集積所に出さないでください。これにより、大鷹沢・白川・小下倉・鷹巣地区の「ペットボトル」は4日(火)に、「もやせないごみ」は25日(火)に収集日を変更しますので、お間違えのないようお願いいたします。

○びんは、色により**3種類**(①透明、②茶色、③その他)に分けて、それぞれ資源の袋(赤)に入れ出してください。

●資源ごみの専用集積所について

10月から資源ごみ専用の集積所を設置して、一般家庭から出る資源ごみを回収しています。

限られた資源を有効に活用するため、また、ごみをより出しやすくするために専用の集積所を設置していますので有効にご活用ください。

対象物 ペットボトル、缶類、びん類(無色透明、茶色、その他)、紙類(新聞紙、雑誌・本、衣類、ダンボール、紙パック類、雑紙類)

※びんは専用のボックスで回収しますので、資源の袋は不要です。

回収時間 毎週日曜日 9:00～12:00

設置場所 ①白石市いきいきプラザ(南側)

②白石市中央公民館(南側)

その他 ごみの分別・出し方ガイドブックのとおり分別してください。

生活環境課 ☎22-1314

市税納税のための 夜間臨時窓口を開設します

お仕事などで、日中、市役所や金融機関を利用する機会がなく、市税の納付が困難な方のために、「夜間臨時納税窓口」を開設します。この機会にぜひご利用ください。

日時 11月5・6日(水・木)
17時30分～20時

場所 市庁舎1階 税務課
◎税務課管理収納係
☎22-13313

11月11日は 「みやぎ健康の日」です

宮城県では、県民自らが自分自身の健康を思いやり、おのおの立場で健康づくりを意識し、実践する日として11月11日を「みやぎ健康の日」に制定しています。

キャッチフレーズは、「いい日いい身体 いい心」です。この日を機会に皆さんの生活習慣を見直してみませんか。

広報しろいし10月号の「まちかどズームイン」コーナーで紹介した市内の長寿者、米澤トラヨさんが9月24日に100歳でご逝去されました。印刷の都合上そのまま掲載しましたことを謹んでお詫び申し上げます、故人のご冥福を心よりお祈りいたします。

公証役場を活用ください

あなたの大切な財産を契約や遺言で守るため、国の機関である公証役場を活用ください。

公証役場は、遺言書の作成、借用証書、土地建物賃貸借契約書、離婚に伴う慰謝料・養育費・財産分与・親権者に関する契約書の作成、会社の定款の認証などの事務を取り扱っています。

また、公証役場では、右記書類の作成のための相談(秘密厳守)も無料でお受けしています。執務時間は、午前9時から午後5時まで、土・日・祝日は休みです。

◎法務省仙台法務局所属
大河原公証役場(大河原郵便局隣)
☎0224-53-2265

自賠責保険・共済の 期限が切れていませんか?

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク・原付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられている保険で、年間120万円を超える交通事故の被害者に支払われています。

車検制度のないバイク・原付自転車は、特に期限切れ、かけ忘れにご注意を!

◎東北運輸局宮城運輸支局輸送課
☎022-235-2515

国民年金からのお知らせ

■11月は国民年金制度推進月間
本格的な少子・高齢社会の到来を目前に控えた現在、国民年金制度は我が国の公的年金制度の柱として、ますますその重要性を増してきています。

平成14年国民生活基礎調査における高齢者世帯の所得内訳によると、「公的年金・恩給」が総所得の7割を占めています。しかも、受給高齢者世帯のうち、約6割が公的年金・恩給のみの所得になっています。

このように、年金制度は国民の生活設計に組み込まれており、生活の安定のためには欠くことができないものとなっています。

国民年金は、すべての方に共通の基礎年金を支給する制度として、老後の生活の柱となる大切なものです。遠い将来の不確実で長い老後の生活保障としては、貯蓄や家族による私的扶養のみではどうしても限界があります。こうした不確実性に備えるため、歴史の生み出した英知として、社会全体の世代間扶養を基本とする公的年金制度があります。若い方々にとっても、将来の所得の確保を自分だけで抱える必要がなくなることから、公的年金は合理的な制度といえます。

■扶養親族等申告書の提出は 決められた日まで

老齢年金は、所得税法上「雑所得」として所得税がかかります。所得税には、納税者の負担能力に応じた課税を行うために各種控除が設けられており、老齢年金から源泉徴収される際にも各種控除を受けることができます。

そのため、社会保険庁では、所得税を源泉徴収する際に各種控除を行うため、課税対象と見込まれる年金受給者に対して「扶養親族等申告書」を11月中旬に送付しています。

この申告書は、来年に支払われる年金から所得税を差し引くとき、各種控除するため必要となります。申告書の提出がないときは、年金から所得税が多く差し引かれることになります。同封の説明書をお読みになって、定められた期限までに社会保険業務センターへ提出してください。

また、障害年金や遺族年金は非課税のため、「扶養親族等申告書」は送付されません。

◎社会保険事務局大河原事務所
☎0224-51-3111
◎市民課国民年金相談係
☎22-13312

年 齢	金 額
65歳未満の方 (昭和15年1月2日 以降に生まれた方)	老齢年金の額 が108万円 未満の場合
65歳以上の方 (昭和15年1月1日 以前に生まれた方)	老齢年金の額 が178万円 未満の場合

なお、次の方は課税対象外です。ので、「扶養親族等申告書」は送付されません。

■仙南広域圏および白石都市計画 基本方針(素案)に関する説明会

宮城県では、仙南広域圏および白石都市計画基本方針について素案を作成しました。この素案の内容について、説明会を開催します。

日時 11月19日(水)午後2時
場所 市庁舎4階 大会議室
◎宮城県土木部都市計画課
☎022-211-3134